

2022年11月24日

千教組闘争速報 17号②

教育政策・研修等に関する県教委交渉

各支部長様
各専門部長様

千葉県教職員組合中央執行委員長 渡邊 郁哉

子どもたちと向き合う時間を確保するために 教育政策のあり方、研修の精選・削減を強く求める！

- ① 「学びの未来デザインシート」について現場の負担にならない工夫を求める。
- ② 全国学力・学習状況調査への対策がないように、指導を求める。
- ③ 部活動の地域移行について、現場、地域の声を反映するよう求める。
- ④ eラーニング等での研修について、勤務時間内に研修を受講できる体制を整えるよう管理職への指導を求める。特に少数職種については、仕事の特殊性を考慮し対応することを強く求める。

千葉県教職員組合は10月31日、櫻井書記長をはじめとする中央執行委員及び各専門部と各支部の代表者の参加のもと、千葉県教育委員会と「教育政策・研修等に関する交渉」を行いました。

今回の交渉から、今までの研修に加え、教育政策についても要求を行いました。その中でも特に、①学びの未来デザインシートのあつかいについて、②全国学力学習状況調査に関する指導・助言について、③部活動の地域移行について、④研修レポートを実施するための時間の確保および精選・軽減、等を中心に具体的な要求をするとともに、学校現場の実態を訴え、改善を求めました。

交渉の中で、市原市支部の代表からは全国学力・学習調査にむけてのとりくみについて、東葛支部の代表からは、eラーニング等の研修時間確保について、現場の実態をもとに見直しを求める発言がありました。

交渉後、千教組を代表して櫻井書記長が、「今年度は『教育政策・研修等に関する要求書』と名称を変えた。今、子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化し、社会は、その変化に柔軟に対応すること、今まで以上に必要な教育を学校に求めている。『千葉県の教育に責任をもつ』千教組は未来に生きる子どもたちにとって、今、大切な教育・学び・必要な環境は何かを、毎日子どもと向き合っている教職員同士で対話し続けている。そこで出される全県の現場の様子・実践の情報共有から、バランスのある政策を求めていく必要があると考え、要求書の名称を変えた。『全国学調』は4月の大切な時期に、どうして事前練習をするのか。点数や平均点をどのように県は捉えているのか。ぜひ、県からも各機関にご指導、ご指摘をお願いします。『学びの未来デザインシート』については、疑問を持っている教職員が私たちの調査では多い。正直、この事業費を専科・サポーターなどの職員に増額した方がありがたいと思っている教職員が多くいる。この事業を進めていくなれば、納得のいくきちんとした周知が必要だと思う。部活動の地域移行も、教職員は心配している。子ども・保護者・地域・教職員の声を大切に進めていただきたい。最後に研修。教職員のニーズに耳を傾けていただき、現場が情報を得やすくなるとりくみを継続してほしい。教職員が、子どものために準備時間をしっかり取ることができれば、戦力と自信を持ち、何より気持ちにゆとりを持って、子どもの表情、声を受け止めながら、教育活動を進められる。そこを一番重視していただきたい。」と力強く述べて、あいさつとしました。

千葉県教職員組合は、交渉で確認したことを具体的に改善させるために、今後も県教委との折衝にとりくんでいきます。

研修等に関する県教委交渉（10/31 にむけて）

県教委の回答 現場の声・再質問・要望

1. 「ちばっ子学びの未来デザインシート」について、以下のことを配慮すること。

(1) 子どもや教職員の負担とならない事業にすること。

今年度も、1月中旬から下旬にかけて当該校の都合がよい日時を設定してもらったり、県教育委員会が委託した業者で採点や結果分析を行うなど、実施校への子どもや教職員の負担とならないよう努めているところであり、引き続き実施方法の工夫を図っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(2) 目的が果たせる事業なのか、現在の教育現場の状況をふまえて、検討を重ねること。

令和3年度の子備調査で得られた結果を基に、問題構成や難易度を調整するとともに、より授業改善や子供たちの意欲向上に結び付くようなフィードバックの在り方について、検討をしているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(再質問)

回答の中で、「子どもたちの意欲向上に結びつくようなフィードバックの在り方について検討している」という文言があったが、具体的にどのようなフィードバックを考えているのか、どういった方法を検討しているのか、お話をいただきたい。

(再回答)

デザインシートでは出題のねらいや場面、解答を導き出すために必要な知識技能等について、学年別集計結果票や個人票にして3月に各学校へ配付する。学校の授業改善と、児童生徒の学ぶ意欲向上を役立てている。令和5年度からは県全体の解答結果を学年ごとに分析したものを各市町村および小中学校へ周知し、自校の集計結果について具体的に何ができていて、どのようなところに課題が見られるのかを、多角的に確認できるようにしていく。

(要望)

ちばっ子学びの未来デザインシートが試行段階であることは理解している。昨年、実施した学校では初めての試みの中で、なぜ行うのか、なぜ年度末なのかと、疑問を持つ声があった。現場は日々忙しく、デザインシート担当職員に伝えたとしても、今、回答にあったような意図がなかなかその目的等は伝わりにくいという現状がある。今回、回答いただいたように、フィードバックの方法など、しっかりと伝える工夫をしていただきたい。

また、現場の負担となるようなことがないような工夫を今後もしていただきたい。

(3) 今後の方向性を決めるにあたり、千教組と十分に協議すること。

「ちばっ子学びの未来デザインシート」事業の今後の在り方等については、市町村教育委員会との連携を図りながら、進めているところである。また、外部の方から意見を聞く評価委員会に、教員代表に参加していただき、それらの意見を反映させながら、今後の在り方について検証していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

2. 全国学力・学習状況調査において、以下のことを各市町村にはたらきかけること。

(1) 事前対策を行わないよう指導・助言の徹底をはかること。

「教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること。」このように、全国学力・学習状況調査の目的が達成するため、適切に実施されるよう基本方針について、研修会や文書による周知を今後も行っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(現場の声) 市原市支部：田中書記長

市原市支部 青葉台小分会の田中と申します。全国学力・学習調査についてお話をさせていただきたい。

つい先日、テレビ・インターネット等で、全国学調の前に事前練習をしている県があるというニュースを目にした。平均点上位を占める県では調査の前に練習をしており、中には授業の5、6時間分も使っているという事例もあるとの報道であった。そのニュースの真偽はわかりかねるが、調査の前に、似たような問題を解いているという話を私自身も聞いたことがある。内容を聞くと、まず年度末に似たような問題にとりくみ、答え合わせを行い、その解説をするというものである。年度末だけでなく、年度初めや全国学調の前にもそういった問題にとりくむことになっている。

年度末は学習面でもまとめをし、学級の総仕上げの時期である。通知表や要録の作成をはじめ、その他多くの事務処理で、現場は本当に毎日忙しく過ごしている。また、年度初めは学級開きから程なくの時期であり、学習規律や生活のルールなどを確認したり、児童生徒との信頼関係を築く時期でもある。さらには校内・校外での会議が多くある。先生方同士で日々綿密に話し合いを行い、学校運営・学年経営・学級経営の土台をつくりあげていく大切な時期である。

全国学調そのものを行うことも厳しいと感じているにも関わらず、こういった忙しさの中で、さらに授業とは別の練習を行うことには疑問がある。先生方から見ても日々の業務に拍車がかかり、何より、子どもたちにとって結果がすべてのような印象を与えないか。

県でも、このように事前練習をするような事例があるが、千葉県としてはどのように考えているのか。やはり、平均が上位になることが重視されているのか。

子どもによって、学校によって、地域によって、結果が違うのは当たり前である。平均値を気にして本来やるべき学習ではないとりくみは、行うべきではないと思う。全国学調のためだけに事前練習をすることがないように、県教委から、発信していただきたいと考える。よろしくお願ひしたい。

(再質問)

全国学調について、「学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てていく。」と回答だが、その中には事前対策のようなものも含めた改善を求めているということになるか教えてほしい。

(再回答)

全国学力調査の結果分析ツールの活用や実践モデルプログラムの活用等は、児童生徒の学力向上のための、授業改善を視点としてとりくむものである。なので、単純な事前テスト等の対策などを求めるものではない。

(要望)

全国学調については、点数などによる優劣をつけるものではなく、指導の充実や授業の改善に役立てるものと考えていることには、安心をした。しかし、メディアでは正答率などを切り取って報道し、それを見た人たちが点数を、正答率を上げることに執着してしまうことも起こっている。最近の報道では、正答率の高い県は事前に練習問題を行っていたともあった。事前に練習問題を行うことで、本来あるべき教育課程を崩すべきではないし、子どもたちの学びの時間を削るべきではない。現場の声にもあったような実態がなくなるように、強く市町村教委、および学校長に指導することを要望する。

(2) 調査の結果の公表については、序列化や過度の競争につながることをないように扱うこと。

調査結果の活用及び公表等の取扱いについては、市町村の担当者を対象とした研修において、「児童生徒の成績を付けるためのものではなく、指導改善に役立てるものである」という国の基本方針を伝えるとともに、文書により結果公表について周知しているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

3. 外国にルーツを持つ子どもへの学校生活・学習・進路などに関わる言語について支援を拡大・強化すること。

日本語指導担当教員の配置に加え、担当者の資質能力向上を目的とした研修体制の充実を図っている。併せて、市町村教育委員会や関係団体等との連携による、受入れ体制や支援の充実に努めていく。
【学習指導課（義務教育指導室）】

4. 部活動の社会体育への移行については、地域・現場の状況を十分に把握すること。現状の部活動については、子ども・家庭・教職員の過度な負担とならないよう、地域・保護者の理解を深め、条件整備等をより一層進めていくようにすること。

県教育委員会では、教員や生徒、保護者のニーズに寄り添いつつ、教員の働き方改革の視点で部活動の地域移行に取り組めるよう、市町村教育委員会に助言していく。また、現状の部活動については、引き続き、各校が部活動ガイドラインに沿った活動を実施することを、各市町村教育委員会に助言していく。
【学習指導課（学校体育班）】

文化部活動の地域移行については、地域や学校の実態を把握した上で、部活動の地域移行に向けての準備を進めていく。また、学校部活動の運営については、各市町村と連携をとりながら、ガイドラインに基づいた条件整備に努め、文化部活動が適切に行われるよう指導・助言を行っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

文化部活動においても、運動部活動においても、地域や学校の実態などを考慮して行っていくとの言葉には安心した。

地域移行については、地域によって、課題の濃淡も違う。1カ所に集まるには距離が遠いところもあれば、施設がなくて困る場所もある。このような課題にどのように対応するのか、不安がある。

教職員も様々な思いがある。やっと地域移行になり、働き方改革が進む、と期待している教職員もいる反面、本当に地域移行がかなうのか不安の声も大きい。指導者が見つかるのか、施設は使えるのか、家庭の負担が増えるのか、結局、教員がやらざるを得ないのではないのかなど、不安の声をあげればきりが無い。

このような不安に耳を傾けていただき、地域の特徴をしっかりと調査し、地域移行にとりくむよう、要望する。

5. 悉皆研修・推薦研修については、子どもと向き合う時間を確保できるよう、以下の点について配慮すること。

- (1) 研修内容を吟味し、廃止を含めた削減・精選、隔年開催にすること。

悉皆研修・推薦研修については、法令等に基づき実施しているところだが、今後も引き続き内容について工夫・改善していくよう努めていく。
【学習指導課（義務教育指導室）】

- (2) eラーニングでの動画視聴などについては、校外研修と同様に、授業時間内に校内で受講できる体制を整えるよう管理職に指導すること。少数職種が対象の場合は、特に配慮すること。

今後とも、eラーニングの講座視聴について、授業時間内に校内で受講ができるよう周知に努めていく。
【学習指導課（義務教育指導室）】

(現場の声) 東葛支部：庄子書記長

千教組東葛支部酒井根東小分会の庄子です。日頃から、教職員の力量向上のために尽力いただき感謝する。また、できるだけ現場を離れずに、出張等の負担を少なくするため、動画等での研修を取り入れていただいていること、重ねて感謝する。

私からは、現場から多くの声があがっている（２）eラーニング等の動画での研修について、現場の実態を述べさせていただきます。

悉皆研修や推薦研修は、時間外にやるものではない。以前であれば、校外で行っていたもので、出張が当たり前だからである。実際、初任研については、おかげさまで後補充等が学級に入ってください、勤務時間中に動画を視聴し、研修を行うことができている。しかし、初任者以外では、いまだに自宅や勤務時間が過ぎてから動画を視聴して研修をやっている方がいる。特にその傾向は少数職種において強い傾向がある。

県教委から出されている実施要項には、「eラーニング研修は、校外研修として所属校で行います。勤務時間内に、研修に必要な時間と研修場所を確保し、対象者が研修に集中して取り組むことができるように環境を整えて実施してください。」という文言が書かれている。しかし、ほとんどの場合、実施要項をくわしく読むのは研修を受ける本人であり、動画を視聴する期間が定められている場合においては、なおさら自分の裁量で動画を見ることになる。強制的に出張に行くのならば仕方ないが、「この期間内に動画を見るように」という課題の場合、教務主任や管理職に、「研修を受けるので、〇時間目と〇時間目はお願いします。」と言いつらいのが今の現場である。なぜか、それは圧倒的に忙しく、人が足りないからである。

特にコロナ禍の養護教諭は、毎日激務に追われ、感染拡大防止に神経をすり減らしながら働いている。なので、子どもたちが学校にいる間は自分から「保健室をあけて別室で研修します」とは言える状況ではない。一言、誰かが声をかければ、時間内に研修を受けることもできるかもしれない。このままでは時間外労働が増加するばかりである。どうか管理職等に改めて周知・指導して、研修を受けられる環境整備をお願いしたい。

同時に私たち、受講する側の意識も変えていく必要がある。以前であれば校外へ出て学び、その学んだことを学校や教室に還元していくのが研修であったし、研修に行ったことで教職員として力量や幅を広げた。ですから、その1日の研修のために、子どもたちに自習を課すことは当たり前であった。動画での研修になったからといって、研修は後回し。子どもにつくのが最優先、という意識を変えて、「必要で学びの多い研修だから、時間内にうける」という意識、また研修の意義を再確認していかなくてはならない。そういった意味では、ここでいうべきではないかもしれないが、改めて、学びの多い研修を作っていただきたい。

授業時間内に研修を受けられるよう、管理職への指導をお願いしたい。

(要望)

昨年度、今年度と、研修の中に動画視聴などの研修を組み込み、学校を離れずに研修に参加することができるようになったことは理解できる。また、特に悉皆研修では、その研修時間を勤務時間内に設置するように話をしてくれたり、要項にも明記したりしてくれていることはありがたい。

しかし、事務職員や養護教諭といった少数職種の方たちは、なかなか研修の時間が設置できずに、放課後の時間や休日を削って、研修を受けている方がいる。これを解消するためには、今までの通知とともに、管理職の理解と、実行力が必要になる。勤務時間の中で研修に向き合える時間と場所の確保のために、具体的な事例を用いて、管理職に強く指導していただきたい。

(3) 研修に関する提出物（レポート等）は軽減・削減すること。また、作成する時間も研修と位置づけること。

研修の成果等についての確認など、必要な書類を提出していただいているところですが、勤務時間内で対応できるよう、内容の精選等を引き続き図っていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

(4) オンライン研修の良さと、対面研修の良さを取り入れ、実施していくこと。

オンライン研修と対面研修双方の良さについて研究し、研修実施方法の工夫・改善に努めていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

- (5) 対面の研修の場合、講座の開催場所については、教育事務所や市町村単位とする等、移動時間の軽減・削減をはかること。

研修の効果を最大限に高めるために、集合・対面型、オンラインなど、開催方法の工夫・改善に努めていく。【学習指導課（義務教育指導室）】

- (6) 小規模校の参加体制については、隔年での参加とする等、教育活動に支障をきたさないよう十分に考慮すること。

教育活動への影響をできるだけ少なくするために講座の精選や実施時期の工夫に努めている。併せて、市町村教育委員会との連携による参加体制の工夫についても研究していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

6. 「キャリアステージⅠ成長期」については、「教職員は、子どもと接しつつ、学校現場で育つ」ことを基本に、以下の改善をはかること。

- (1) 子どもたちと向き合う時間を確保するため、研修の回数・時数、開催場所や時間について配慮すること。

毎年、教職員研修体系に基づき、見直しを図っている。キャリアステージⅠにおいては、経験年数に応じて、必要な研修時間を設定し、実施している。また、実施時期については、なるべく長期休業中となるよう配慮している。レポート等については、研修をより効果的かつ充実したものとするために、必要性を十分検討した上で、実施しているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

- (2) 教育現場の声をもとに研修内容の精選をはかり、授業研究や演習等、教育実践に役立つものを中心とすること。

研修内容について、単に講義形式ではなく、協議や演習等の参加型の研修を取り入れるなど、教育現場の声をもとに、より効果的な研修となるよう努めているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

- (3) 「千葉県初任者研修等実施協議会」に、千葉県教職員組合もしくは教諭の代表者を参加させること。

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校長を通じて意見を伺うよう、「千葉県初任者研修等実施協議会」の委員として参加いただいているところである。また、会長が必要と認めるときには、委員以外の方に出席を願い、意見を伺うことになっている。

【学習指導課（義務教育指導室）】

7. 「中堅教諭等資質向上研修」については、制度の廃止を文部科学省にはたらきかけること。当面、希望研修等の相互認定をすすめ、自主的に研修を行うよう、推進していくこと。

教育公務員特例法の改正を受け、「中堅教諭等資質向上研修」を含めた新たな教員研修の在り方について検討しているところである。今後も、先生方が自主的に研修を行うことができるよう、研修の在り方について検討していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

中堅教諭の教職員は、校内でも重要な役割を担うことが多い。初任者の頃に比べ、分掌も多く、学年主任、教科の主任など、リーダーとして活躍している。活躍すればするほど、悩みや学びたいことも多岐にわたる。学校の規模や地域によっても課題や悩みは違うと思うので、必要な情報を得られる研修の設置と、それを選べる研修の在り方を検討していただきたい。中堅の先生方のニーズに応じた研修を内容に入れていくように、精査していただきたい。

8. 「小・中学校特別支援教育新任担当教員等研修」について、多様な児童・生徒の実態に合った実践的な内容を受講できるよう研修を充実すること。

平成30年度から、関係者等の意見を踏まえ、「特別支援教育新任担当教員等研修(1)(2)(3)」は、「特別支援学級・通級担当新任教員研修(1)」に統合し、「特別支援教育新任担当教員等研修(4)」は、「特別支援学級・通級担当新任教員研修(2)」として実施しているところである。「特別支援学級・通級担当新任教員研修」は、特別支援学級及び通級指導教室の新任担当教員として必要とされる内容について、担当する障害種別に実施している。 【学習指導課（義務教育指導室）】

9. 教科等の指導に関する研修については、以下のように弾力的措置をとること。

- (1) 「小学校体育科・中学校保健体育科教科主任等研修会」については、今まで受講していない新任体育主任のみにするなど、参加経験のある教職員の負担を軽減すること。また、オンデマンドによる研修を引き続き検討すること。

働き方改革の観点から開催方法を検討している。本年度の研修会もオンデマンド視聴で実施した。今後も、充実した研修会となるよう、開催方法等を十分に検討し、学校及び教員への負担軽減ができるよう努めていく。 【保健体育課】

- (2) 「小中学校体育実技教育事務所別講習会」については、教職員の身体的負担をふまえ、希望研修とすること。

本年度の講習会は中止とした。来年度の講習会は、国からの伝達講習及び教員の実技指導力向上のため実施する予定だが、開催方法等を再検討し、教員の負担軽減ができるよう努めていく。 【保健体育課】

- (3) 「薬物乱用防止教育研修会」及び「性教育研修会」については、隔年開催にすること。また、対象者の重複や学校の実態に応じて、希望研修とすること。

「薬物乱用防止教育研修会」及び「性教育研修会」については、近年の児童生徒を含む若年層を取り巻く環境の変化に伴い、健康に係る重要な課題であると認識しており、毎年度、各研修会を実施しているところである。次年度以降も今年度同様、各研修会のWEB開催を継続し、1か月程度の期間中に受講者が自身の予定に合わせて受講することを可能とすることで負担軽減を図るとともに、実態に応じた研修となるよう、努めていく。 【保健体育課】

10. 希望研修については、以下の改善をはかること。

- (1) 講座を設定改善する際、各研修受講者から負担がない程度に意見を吸い上げ、教育課題や学校現場のニーズにあった講座を設定すること。

今後とも、教育課題や学校現場のニーズに合った講座を開設するとともに、できるだけ多くの希望者が受講できるよう、努めていく。 【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望要旨)

免許更新制度の発展的解消として、教職員自ら研修を選び、受講していくことが考えられる。悉皆研修以外に希望研修で自己研鑽する教職員も増えると思われる。しかし、教職員の課題は様々で、多岐にわたる。その人が現場ですぐに使えるような、情報、知識を提供できるのが希望研修だと考えている。教職員のニーズに応じた研修を調査し、講座の開設、内容の精査を行っていただきたい。

- (2) 希望者が全員受講できるようにすること。

今後とも、教育課題や学校現場のニーズに合った講座を開設するとともに、できるだけ多くの希望者が受講できるよう、努めていく。 【学習指導課（義務教育指導室）】

- (3) ICT を活用した授業方法の研修について、すべての教職員が自分のレベルに合わせて受講できるような講座を周知すること。また、講師派遣での研修を充実させること。

令和3年度より、端末やOS別にICT活用についての希望研修を複数開設し、令和4年度も複数開設した。講師を派遣して実施する研修についても充実するよう努めていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

- (4) 希望研修において、ジェンダー平等、性的マイノリティ、インクルーシブに関する研修を充実させること。

学校におけるジェンダー平等、性的マイノリティ、インクルーシブに関する教育については、学習指導要領、文部科学省通知に基づき、発達の段階に応じて推進していくことが大切である。千葉県教育委員会としては、今年度県子どもと親のサポートセンター主催の希望研修「教育相談基礎研修」において、性的マイノリティ等の理解と対応を取り上げた。この他にも、「学校人権教育研究協議会」や「初任者研修」をはじめとした各種研修の中で人権課題の一つとして、周知を図っている。更に、令和4年4月に各学校の教職員に配付した学校人権教育指導資料第42集においても、性別役割分業意識について考えさせる資料、性同一性障害の児童生徒への支援事例、障害者への合理的配慮事例等を掲載し、男女共同参画、合理的配慮等に向けた意識の啓発を促したところである。今後も、学校におけるジェンダー平等、性的マイノリティ、インクルーシブに関する教育の充実を図るため、引き続き各種研修の中で適切に取り組んでいく。

【児童生徒安全課（人権教育班）】

インクルーシブ教育システムに関する研修については、当課の悉皆研修である、幼稚園・幼保連携型こども園特別支援教育コーディネーター研修会、高等学校特別支援教育コーディネーター新任研修会において、インクルーシブ教育システムに係る内容を取り扱っている。

【児童生徒安全課・特別支援教育課（教育支援室）】

11. 事務職員の研修について、研修の体系化をすすめ、研修の機会を拡大すること。

事務職員の研修については、初任事務職員研修会、中堅事務職員研修会の実施に加え、令和4年度には、新任事務長研修会を新設した。また、すべての事務職員を対象に各教育事務所等を単位とした公立小・中学校事務職員研修会を実施しているところである。

【教職員課（管理室）】

12. 事務職員の研修については、期日・場所を考慮するとともに、事務職員の意見を反映させた内容とすること。また、臨時的任用事務職員に対する研修の充実をはかるように配慮すること。

開催日については、講師及び会場の確保等を考慮し決定している。具体的な要望があれば、可能な範囲で調整していきたい。内容については、学校経営参画に向けた教育の動向や制度の改正、サービスの取扱い等、事務職員の実務を中心とした内容で実施している。また、臨時的任用事務職員に対しても、各種研修会へ参加しているものと考えている。さらに事務の共同実施の充実により、実務的に指導・支援をしているところである。

【教職員課（管理室）】

13. 事務職員の研修として、採用前研修（接遇・年度始めの事務処理等）を新設すること。

事務職員の接遇については、年間5回実施している「初任事務研修会」の第1回で扱っているところである。また、年度始めの事務処理については、共同実施で指導しているところである。採用前の研修については、身分上の問題もあることから、実施は困難であると考えられる。

【教職員課（管理室）】

14. 「養護教諭初任者研修」、「養護教諭経験者研修」については、期日・場所を考慮するとともに、複雑・多様化している児童・生徒の課題に応じた内容とするなど、今後も研修の充実をはかること。

「養護教諭初任者研修」及び「養護教諭経験者研修」の実施にあたっては、研修生が参加しやすい時期や会場となるよう努めるとともに、内容についても関係機関の協力を得ながら、毎年度見直しを図っていく。

【保健体育課（保健班）】

15. 養護教諭のeラーニング等での研修については、養護教諭の特殊性を考慮し、勤務時間内に研修を受講できる体制を整えるよう管理職を指導すること。

養護教諭の研修については、内容の充実とともに、ICT等を活用した、より受講しやすい方法等への見直しを毎年度行っており、適宜、学校に通知するなど、過度の負担とならないよう工夫している。

【保健体育課（保健班）】

16. 栄養教職員に対する研修の充実をはかること。また、職務に影響がないよう月末に開催しない等期日・場所を考慮するとともに、栄養教職員の意見を反映させた内容とすること。

「栄養教諭初任者研修」及び「新規採用学校栄養職員研修」など栄養教職員に対する研修については、食を取り巻く課題を踏まえた研修内容としているところである。今年度は、動画配信による研修や夏季休業中に数回の研修を実施した。また、研修の実施に当たっては、アンケートで出された栄養教職員の意見等も参考にし、内容の充実を図っている。今後についても、研修生が参加しやすい時期や会場を考慮するなど、学校現場への影響を軽減するとともに、栄養教職員の意見もできるだけ反映させた研修内容となるよう努めていく。

【保健体育課（給食班）】

17. 栄養教諭免許状を取得するための認定講習を、今後も希望者すべてが受講できるようにするとともに、短期間で取得できるように講習を開設すること。また、講習についての周知を確実にすること。

令和4年度の栄養教諭免許状の取得に係る認定講習は、「教育の基礎的理解に関する科目等」で3講座を開設し、希望者全員の受講を許可した。次年度も、「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の一部は、栄養教諭免許状取得希望者も対象とする予定である。また、他の免許種の認定講習と併せて、できるだけ多くの希望者が受講できるよう努めていく。単位修得にあたっては、免許法に定められた時間数、内容で実施しているところである。なお、講習については、毎年、教育事務所を通じて市町村教育委員会に周知している。

【教職員課（免許班）】

18. 管理職への男女共同参画やさまざまなハラスメント、メンタルヘルスに関する研修の充実をはかること。

県教育委員会では、平成31年2月27日付け教職第983号「女性活躍推進法の施行後3年の見直し等について（送付）」を发出し、男女共同参画の推進及びハラスメント行為の防止について、各学校に周知した。また、令和2年3月25日付け教職第1360号「教職員の服務規律の厳守について（通知）」を发出し、全ての教職員が、信頼される質の高い教職員であり続けるために、教職員が当然守るべき服務に関する基本及びとるべき行動規範等について、「教職員の服務に関するガイドライン」としてとりまとめ、県内全ての教職員に配付した。このガイドラインを研修等の資料として有効に活用するよう、教育事務所を通じて、市町村教育委員会に指導した。

【教職員課（管理室）】

メンタルヘルス対応として、新任管理職及び教職員を対象とした「教職員メンタルヘルス研修会」を開催している。開催時期・方法を工夫し、今後も、メンタルヘルスの正しい知識及び対応の仕方や、予防・早期発見等についての研修を行っていく。

【保健体育課（保健班）】

19. 研究指定校については、公開研究会を強要しないよう地教委や学校長を引き続き指導することとし、学校の判断を尊重すること。また、人的支援や予算確保など協力体制の充実をはかること。

研究指定校の公開研究会等については、これまで学校の判断を尊重してきたところであり、今後も同様に考えている。なお、学校の要望により、指導主事を優先的に派遣し、研究指定校への支援を行うなど、協力体制づくりに努めているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

20. 60歳以降の生活・働き方について教職員が将来の見通しを持てるような研修を早急に設定すると。

平成31年3月改訂の「千葉県教職員ライフプラン推進計画」により、毎年、家庭経済を始めとした生涯生活設計を確立するための情報提供等を行う「ライフプランセミナー」を開催している。
本年度も、開催に向けて準備を行っているところである。 【福利課】

(要望)

現場は多忙で、じっくりと将来の見通しを話す機会もなければ、調べる時間もない。来年度より、定年引き上げにともない、60歳以降の生活や働き方を考えなければならないのは急務であると考えている。

福利課ではライフプランセミナーにおいて情報提供を行っていると思うが、現場の教職員は、そのセミナーがいつ、どこで、どのような形で行われているかの情報までたどり着かないのが現状である。周知についても、ホームページや広報誌を使っていると思うが、多忙のあまり、また、じっくりパソコンに向き合うことができずに、自分から情報を取りに行くことが困難な人は多い。このような多忙な中でも、60歳以降の生活や働き方について、知り得ることができるよう機会がほしいので、周知の方法の改善や研修内容に盛り込むなどの工夫をお願いしたい。

21. 長期研修制度については、研修の主体性・自主性を保障する観点から研修の期間や人数を増やす等制度の充実をはかること。

今後とも、研修者や関係者の意見等を踏まえ、制度の充実を図っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

今後とも、研修者や関係者の意見を踏まえ、制度の充実を図っていく。

【学習指導課・教職員課（小中任用班）】

22. 悉皆研修及び推薦研修を、各市町村の閉庁日、冬季休業、並びに学校運営に支障のある期間等に研修を開催しないこと。また、地教委についても働きかけること。

研修の実施期間については、研修の全体計画の中で適切に設定していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

23. 研修履歴システム「アストラ」については、以下の点を改善すること。

- (1) 研修履歴は自身の研修の積み重ね、振り返りを目的とすることを前提とし、研修の強制的、管理的な目的にならないようにすること。

研修履歴システム「アストラ」は、教職員一人一人が自らの資質能力の向上のため、いつでも研修履歴を振り返り、意欲をもって学び続けることができるようにするための環境づくりとして構築するものである。 【学習指導課（義務教育指導室）】

(再質問)

文科省から出ている指針では、管理職との対話による助言と方針を出しているが、千葉県ではアストラの記録を使って、管理的に行う予定があるかどうか。

(再回答)

管理職による指導助言は、教職員と管理職との対話や教職員からの相談の中で求められている資質能力をつけるために必要な研修を紹介する等、これまでも学校で行われてきた内容を想定している。

(要望)

再回答でアストラの記録を用いて、強制的に研修を進めていくものではない、紹介をする、という解答を聞き、安心した。一人ひとりの資質向上であったり、振り返りや受講状況の確認という使い方が主であることに、安心した。

教員免許更新の発展的解消として、新たに研修が課せられる、また、履歴を増やすことだけに注目されては、ますます多忙を招きかねない。私たち教職員の持つ課題はひとりひとり違い、その解決のためのひとつの手段が研修だと思っている。希望して、研修に臨むことが理想だと思うので、履歴が研修の強要につながったり、評価につながるようなことがないようにお願いしたい。

また、私たち教職員組合では教育研究集会で、子どもたちの実態に応じた授業や教育の在り方を研究し発表している。こういったとりくみが研修履歴のひとつになるようにしてほしい。

(2) 悉皆研修・推薦研修での受講の重なりがないように研修履歴システム「アストラ」を活用すること。

教職員一人一人がいつでも研修履歴を振り返り、意欲をもって学び続けることができるよう、研修の受講状況等について確認できるようにしている。 【学習指導課（義務教育指導室）】

(3) 教職員が自主的に参加する研修を「アストラ」に研修履歴として育成ポイントに加算、記録すること。また、県教育研究集会など、組合主催の研修についても、研修履歴の範囲として認めること。

教職員一人一人が意欲をもって学び続けることができるよう、研修履歴の在り方について工夫と改善を図っていく。 【学習指導課（義務教育指導室）】

(4) 「アストラ」にログインする際、パスワード等を簡素化し、より活用しやすくすること。

システムの効果的な運用のため、ログイン等の方法については今後も工夫と改善を図っていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(5) アストラで申し込んだ研修の受理や変更が、本人に通知されるようにシステムの改善をすること。

システムの改善について、引き続き検討していく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

(要望)

教職員のほとんどはどんなにICT化がすすもうと、パソコンの前に座り、ずっとパソコンに向き合う仕事ではない。そのような状態で、研修の確認をすることはとても厳しい。また、研修の申し込みなどは人によって使う頻度が違い、なかなか申し込みまでたどり着けなかったり、申し込めたか不安な人もいる。ずっと、インターネットで情報を探るだけの時間もない中で、システムエラーがおこると、たちまち作業が滞ってしまう。重ねて申し上げますが、教職員のほとんどはパソコンの前にはずっといない。時々使うアストラのシステムやパスワードなどがエラーもなく、スムーズに使えるように改善していただきたい。

(6) 「アストラ」活用推進会議に千葉県教職員組合もしくは教諭の代表者を参加させること。

研修履歴システム「アストラ」活用推進会議は、システムの効果的な運用に向け、県及び市教育委員会だけでなく、校長、教頭、教諭など、様々な立場の方に参加いただき、協議する機会としております。 【学習指導課（義務教育指導室）】

24. 「地方公務員法」、「教育公務員特例法」の趣旨にもとづき、本人の意思を尊重することを前提として、教職員の研修機会を保障すること。

(1) 特に、「教育公務員特例法第22条2項」にもとづき、教員が勤務地を離れて研修する機会を保障するよう、地教委・学校長に対し指導すること。

教員一人一人が主体性を持って研修に参加できるよう、引き続き周知に努めていく。

【学習指導課（義務教育指導室）】

教職員が勤務場所を離れて行う自主的・自発的な職専免研修については、長期休業期間中を利用するよう指導しているところである。

【教職員課（管理室）】

(2) 研修の申請（研修計画書・研修報告書）等について簡素化をはかるよう、地教委にはたらきかけること。

教員の職専免研修は、校長が研修計画や研修報告により研修内容を把握するため、現状の手続きが必要ですが、膨大な計画書・報告書を求めている場合には、事務量軽減の観点から市町村教育委員会に、適正化を図るよう事務の軽減をはたらきかけていきたいと考えている。【教職員課（管理室）】

25. 教職員の研修にあたっては、自主的・自発的参加を原則とし、その企画・運営についても千葉県教職員組合と十分協議すること。

教職員の研修については、「教員等育成指標」、「教職員研修体系」に基づき、教育庁各課・関係機関において、毎年見直しを図っているところである。

【学習指導課（義務教育指導室）】

26. 研修に関する協議会に、千葉県教職員組合もしくは教諭の代表者を参加させること。

教職員の研修については、「教員等育成指標」、「教職員研修体系」に基づき、教育庁各課・関係機関において、毎年見直しを図っているところである。「千葉県初任者研修等実施協議会」には、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の校長に委員として参加いただいているところである。また、会長が必要と認めるときには、委員以外の方に出席を願い、意見を伺うことになっている。

【学習指導課】